

相楽郡広域事務組合の名称変更に伴う規則の整理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、相楽郡広域事務組合を相楽広域行政組合に名称変更することに伴い、現に施行されている規則(以下「既存の規則」という。)の整理について、必要な事項を定めるものとする。

(既存の規則の改正)

第2条 既存の規則中「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」に改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行前の条例、規則及び規程等を示す箇所については、同項の規定は適用しない。
- 3 既存の規則中題名に「相楽広域行政組合」又は「相楽広域行政組合職員の」、「相楽広域行政組合会計年度任用職員の」と冠することが適当である規則の題名に「相楽広域行政組合」又は「相楽広域行政組合職員の」、「相楽広域行政組合会計年度任用職員の」を冠する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。